

# 矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務の業務・システムの見直し方針

2005年（平成17年）6月30日

法務省情報化統括責任者（CIO）決定

「電子政府構築計画」（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。2004年（平成16年）6月14日一部改定）に基づき、以下のとおり、矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務の業務・システムの見直し方針を定める。

法務省は、本見直し方針に沿って、矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務の業務・システムについて、必要な見直しを行い、最適化に取り組むものとする。

## 第1 対象範囲

本方針が対象とする矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務は、矯正施設における被収容者の個人情報について、施設全体で一元的に管理することで、各部門・課等で別々に管理運用した場合に生じる情報の重複や業務の無駄を排除するとともに、個人情報の漏洩防止をはじめとした情報セキュリティを確保することによって、適正な情報の管理を行う業務及びその業務を処理するための業務・システム全般とする。

本見直し方針が対象とする矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務の業務・システムには、「被収容者個人データファイル」を管理する被収容者データ管理システムがある。

なお、この矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務の中には矯正施設被収容者生活維持関連業務システムとの連携をも含むものとする。

## 第2 最適化の理念

矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務の業務・システムの最適化に当たっては、被収容者の個人情報について、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、正確な情報を適正に管理・保持することによって、矯正施設における個人情報の管理と活用が、国民に信頼と理解を得られることを目標に 処遇関連情報の中で、電子データとしてシステムに保有させるべき情報について、その必要性から追加削除など精選を加え、これまで以上に活用を図り、十分な情報セキュリティ対策の実施と安定した運用を確保するとともに、矯正施設被収容者生活維持関連業務・システムとのデータの共有化の推進を図ることを基本理念とする。こ

のほかに システムで保有する情報を活用して作成できる帳票の充実や報告の簡便化を図ることで業務の効率化と合理化を推進することとする。

なお、最適化計画策定後、2006年度以降早期に実現するよう努力する。また、以上の最適化を図る場合にも、必要最小限の経費において実現を図る。

### 第3 矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務の現状

#### 1 業務の概要

矯正施設における被収容者の個人情報とは、氏名、性別、出身地等入所時からほぼ変わることのない情報と施設の中で刻々と変化し、追加や変更あるいは削除が必要となる情報とがある。こうした情報の中で処遇上必要となる情報や報告書、統計資料の作成等で使用する情報について、システムとして一元的に管理することで、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第58号、平成17年4月1日施行)ならびに「法務省保有個人情報保護管理規程」(平成17年3月16日付け 法務大臣訓令)に基づく被収容者に係る保有個人情報の適正な管理に資するとともに情報の重複保持の防止や保有情報の活用による帳票の自動作成や各庁独自で作成する帳票のための基礎データに利用し、業務の合理化や効率化を図っている。

#### 2 被収容者データ管理システムについて

かつて、矯正施設における被収容者の個人情報は各担当者が必要な情報を収集し、保持した上でそれぞれ業務に利用していた。その情報は課や係等の内部によって処理され、同一施設内であっても他課(室)・係等がどのような情報を保有・利用しているかといった情報交換が不十分で、収集情報の重複や収集時期による情報の矛盾などが生じていたものである。

そこで平成8年度から被収容者データ管理システムを導入し、統一的に被収容者の個人情報を管理し、必要な情報は、システムへ入力し、利用することにより被収容者処遇情報の管理、運用の適正化を図ることとした。

その後、被収容者データ管理システムは改良を加え、被収容者の処遇情報の管理はもちろんのこと、多くの帳票に出力できるよう対応させることで業務の効率化を図ってきたものである。

被収容者データ管理システムは、新収容者一人当たり約150項目の情報について約500のデータ入力を行っており、入力を終えた被収容者のデータについても変更があったデータについての変更も都度行うことが必要である。

年間約7万人の新収容があり、新収容者の新たなデータ入力だけでも約4万8千時間程度を要している。

システムで保有するデータは、全国約1万7千人の職員が各課・部門で各職員の業務の必要に応じて活用されているものである。

### 3 矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務の業務・システムの課題等

(1) 矯正施設においては、本システムによって電子データとして保有している情報とシステム化に馴染まないとして従来どおり文書として保有させている情報がある。

(2) 矯正施設被収容者生活維持関連業務・システムとハードウェア的には、共通のサーバとクライアント上で動作し、運用している。

ただし、両業務・システム間でデータのリンクは行っているものの、共通情報の保有やデータの授受において、直接データのやり取りが出来るシステムになっていないために連携が不十分な部分がある。

(3) 個人情報を取り扱うシステムとしては、パスワードやICカードによるアクセス制御を講じてあるものの、保有個人情報へのアクセス状況を記録（以下「アクセス記録」という。）したり、アクセス記録を一定期間保存したり機能がない、データを暗号化していない、システムユーザーのアクセス権限を管理していないなどの点から、意図的な情報改ざんや消去防止、漏えい防止などシステムに必要なセキュリティ対策が十分でない部分がある。

(4) 従来から取り組んできた民間委託の拡大については、今後も積極的に推進していく必要がある。

## 第4 見直し方針

矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務の業務・システム実情・問題点を踏まえ、次に掲げる観点から必要な見直しを行う。

1 施設における各種情報の電子化の可否や電子化による活用範囲の拡大等について検討し、共有情報の充実と一元的管理を推進することによって業務の効率化や合理化に努める。

2 現在、被収容者データ管理システムのデータは、矯正施設被収容者生活維持関連業務・システムにおいて必要な部分を複写し、同じデータを重複して保有させて利用する形態となっているが、今後システム上での保有方法を検討し、他のシステムでのデータ活用の拡大やシステム間の連携強化を行う。

また、将来における他の行政機関及び司法機関との連携について、その必要性や個人情報の保護の観点を踏まえて検討するものとする。

3 次の点をはじめとした個人情報を取り扱う情報セキュリティの強化策を講じ、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に準拠したシ

システム上の個人情報保護対策を施すことで、システムの安全性・信頼性の向上、強化を図る。

(1) システム上で操作職員の情報管理や操作内容を記録する。

(2) システム障害発生時のバックアップ体制を充実し、障害時対策の充実に図る。

4 職員による判断を必要としない、データ入力部分については、個人情報保護法によるセキュリティ対策を踏まえた上で可能な範囲で外部委託を行う。平成17年度に10庁の外部委託を実施したが、より多くの施設で外部委託を実現させる。

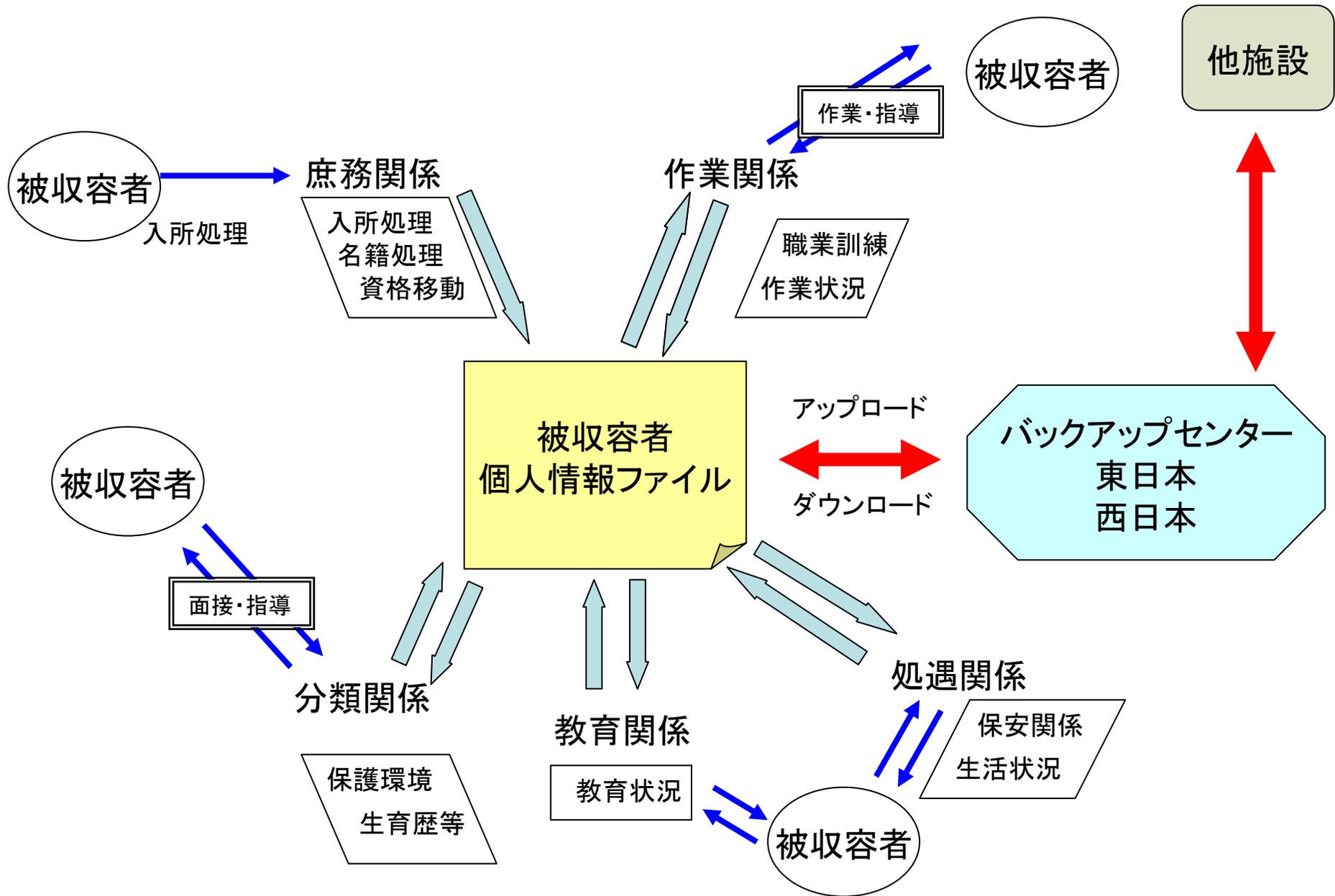
5 保有情報の活用について、今後最適化計画が示される府省共通業務の統計調査等との連携をも視野に入れ、更なる業務の効率化や合理化に資することができる部分がないかを検討し、速やかに導入することで業務の効率化に資することが明らかな場合は、順次導入を図ることとする。

6 その他

上記のほか、既に策定済みの「法務省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画」と連携を図りつつ、「業務・システムの最適化計画策定指針(ガイドライン)」の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえ、必要な見直しを行う。

## 第5 最適化計画の策定

本見直し方針及び「矯正施設被収容者生活維持関連業務の業務・システムの見直し方針」を踏まえ、法務省情報化推進会議の下、「業務・システムの最適化計画策定指針(ガイドライン)」に沿って、法務省は、2005年度(平成17年度)中に「矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務及び生活維持関連業務の業務・システムの最適化計画」を策定する。



現行 矯正施設被收容者処遇関連情報の管理業務・システム

